

Masao Horiuchi

差出人: "弁護士 三原崇功" [REDACTED]
宛先: "Masao Horiuchi" [REDACTED]
送信日時: 2012年3月23日 19:00
添付: 第4回債権者集会での報告書(御堂筋共同ビル開発特定目的会社).pdf, 財産目録及び収支計算書
④(御堂筋共同ビル開発TMK).pdf
件名: 御堂筋共同ビル開発特定目的会社の件

お世話になっています。

本日午後3時より東京地方裁判所において本件についての第4回債権者集会が開催されました。出席した債権者と裁判官、破産管財人との間で御堂筋フロントタワーの破産財団からの放棄を前提とした破産手続廃止の可否をめぐり1時間以上にわたって様々な意見が述べられ、議論された後、最終的に手続の続行が決定しました。次回期日は6月7日午後3時30分からです。

本日の債権者集会で配布した資料を添付しましたのでご確認ください。

東京都千代田区日比谷公園1番3号
市政会館地階(日比谷公会堂)
弁護士 三原 崇功
電話 03-5251-4141
FAX 03-5251-4151

平成23年(フ)第5459号

破産者 御堂筋共同ビル開発特定目的会社

平成24年3月23日

報 告 書

破産管財人弁護士 三原崇功

第1 調停事件の進行

本件破産事件については平成22年6月10日、賃料などの不払いを理由に地権者である大洋リアルエステート株式会社(大洋社)によって借地権設定契約を解除された御堂筋フロントタワーの不安定な権利関係が抜本的に解決されることへの期待から手続が続行されていたところ、本年3月1日午後1時30分より大阪地方裁判所で開催された法律関係調整調停(大阪地裁平成23年(メ)第501号)においても大洋社と三菱地所株式会社(三菱地所)の間で解決に向けての歩み寄りは見られなかった。調停委員会の強い意向もあって次回期日(本年5月29日午後1時30分)の指定はなされたものの、同委員会も不調は避けられないとの見解を示しており、同調停での抜本的解決を期待するのは困難といわざるをえない状況にある。

第2 債権者に対する意見聴取

1 上記のとおり紛争の抜本的な解決を図れるのではないかとの期待から進行を見守っていた調停事件が事実上不調に終わったことを受け、破産管財人は多額の賃料相当損害金が財団債権として継続的に発生し続ける一方、現時点での支払いの目途も立たない状況をふまえ、敷地の利用権がないため現実的な資産価値を見い出せない御堂筋フロントタワーを破産財団から放棄して破産手続を終了させることも検討し、全届出債権者に意見聴取を行った。

2 これに対して意見を述べないと電話連絡があった債権者1名も含め10名から回答がなされたところ、破産財団から放棄することへの賛成は零、（積極的には賛成できないという意見も含め）反対は4名、裁判所の進行に委ねるとした債権者は5名であった。

第3 損害賠償請求権

- 1 破産者は三菱地所、鹿島建設株式会社及び破産者の事務受託者である東銀リース株式会社に対して莫大な損害賠償請求権を有しているとの指摘が改めて大洋社からなされたため、破産管財人は再度関係者からの事情聴取や関係資料の検討をしたが、従前も報告したとおり法的責任を追及して破産財団の形成につなげることができるような具体的な事実を確認することはできなかった。
- 2 なお、これまでの調査の中で、当初予定していた金融機関からの融資が実現しなかった際に善後策をとることもできたのではないか、それをできなかつたことが本件を複雑化させた根源であろうとの認識を有するところとなつたが、それをもつて関係者の法的責任を追及できるだけの具体的な事実を確認することはできなかつた。

以上